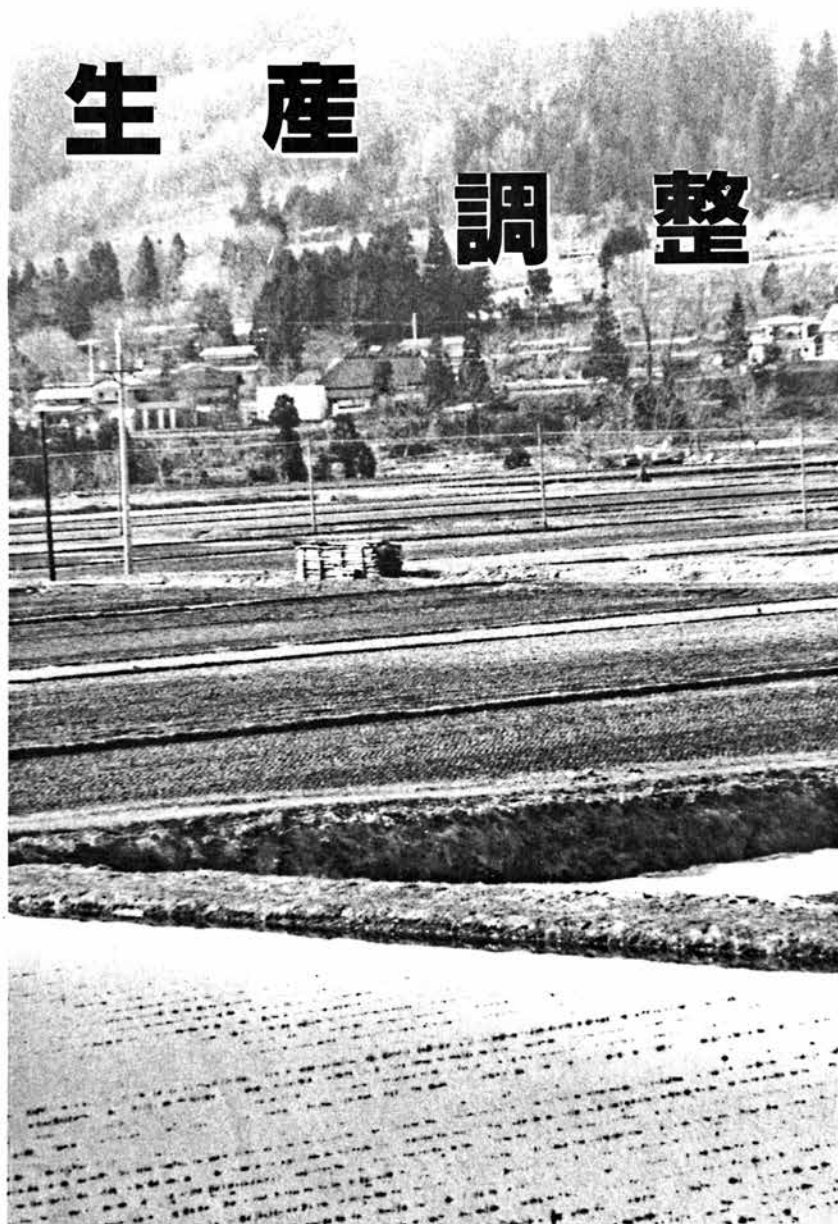


№.39号

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
電話 2332番
印刷
(株) 増田印刷所



生産調整

◎圃場整備が^はされたが今年（五十七年度）も六十七へクターが
東成瀬村に割り当てられ消化しなければならない。

3 月 定 例 議 会 開 く

昭和57年第2回定例議会は、3月12日に招集され会期を17日までと定め内容は次の通りです。

第2回定例議会のあらまし

議 決 事 項

議案番号	議 案 名	審議結果
議案第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改 正 す る 条 例	原案可決
〃 9号	東成瀬村消防団給与例の一部を改正する条例	〃
〃 10号	東成瀬村コミュニティスキー場設置条例	〃
〃 11号	東成瀬村立保育所に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 12号	東成瀬村児童館設置条例の一部を改正する条例	〃
〃 13号	東成瀬村大字田子内地区の字の区域の変更について	〃
〃 14号	東成瀬村村道路線の廃止について	〃
〃 15号	東成瀬村村道路線の認定について	〃
〃 16号	昭和56年度東成瀬村一般会計補正予算（第8号）	〃
〃 17号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定） 補 正 予 算 （第3号）	〃
〃 18号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定） 補 正 予 算（第5号）	〃
〃 19号	昭和56年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算（第5号）	〃
〃 20号	昭和57年度東成瀬村一般会計予算	〃
〃 21号	昭和57年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	〃
〃 22号	昭和57年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）予算	〃
〃 23号	昭和57年度東成瀬村簡易水道特別会計予算	〃
〃 24号	昭和57年度東成瀬村農業用機械管理特別会計予算	〃
〃 25号	昭和57年度東成瀬村十文字学生寮特別会計予算	〃
〃 26号	湯沢・雄勝広域市町村圏組合規約の一部改正について	〃
〃 27号	たばこ・塩専売制度存続に関する意見書の提出について	〃
〃 28号	東成瀬村簡易水道事業職員定数条例の一部を改正する条例	〃
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	〃

村長行政報告



十二月の定例議会において、進退表明をして以来、来年度予算は首長交代の年でもあり、五月までの骨格暫定予算を組むのが本当であると思いましたが、承知の通り景気が低迷しているため、たとえ二ヶ月間とはいえ、事業の空白があつてはならないと判断しまして、予算編成にあたっては、経常経費、物件費の節源を計り、継続事業を主軸とし、経済効果を考慮し、国、県の財政措置の波及を村単独事業で保管すべく、検討致しましたが、自己財源を見い出せないままに、昨年度・当初予算に比べて、〇・六%の伸びにとどまり、村債は十五%と、その依存度は高く、借金態勢を抜けない結果となりました。

前から、起債関係のピークは、昭和五十九年・六十年頃と思うと、申し続けてきましたが、今後第三期山振の導入等を考慮いたしますと、二・三年先に入れることが予想されます。

私にとって、最後の定例議会に際し、十六年間の村政を振り返って、さまざま申し上げたい念にかられますが、この期に及んでは、悪戯に死んだ子の命を数えるに等しく、ただただ、村民の評価を待つにとどめたいと思います。

今回提出の案件は、別紙配布資料の通りですが、詳しくは、審議の過程で申し述べます。五十六年度の各課の事業は一〇二件に及び、その内、民生関係の二件は、六十八%、これは、岩井川保育所の基礎までの工事でございます。それから、建設の一件は、九十五%でその他の九十九件は、百%達成となっております。なお、財政調整基金は、今回の補正予算計数で、一般会計においては、二千九百五十千円、国民年金は、二百五十万五千円、水道は、九十四万七千円、国民事業勘定においては、六千八百一十八千円となっております。国保税については、六千八百万円の財調となるので、六月補正の段階で

当初予算において、低劣に押さえることが、可能と思わます。なお、このことについては、国保運営委員会と話し済みです。

職員の移動については、昭和五十四年・四月の大幅移動以来、本日あることを、予想し、最少限にとどめてまいりました。新首長誕生を契機に、心機一転の下に行なうのが、妥当と思われ、四月一日の移動は、最少限に、とどめてまいりたいと思ひます。

昨春秋には、村・社会福祉協議会が、全国表彰を受け、今年になつて、交通安全関係の知事表彰、又、議会並びに村も、全国表彰され、私も安心して、後顧の憂なく退陣させていただきますことを、忠信より、感謝申し上げます。

以上、三月定例会の開会にあたりまして、報告並びに、挨拶といたします。

56年度予算補正

◎一般会計予算
歳入歳出予算の総額から一千六百四十一万五千円を減額し十五億九千九百九十九千円とするもので歳入増減の主なもの
は財政調整基金繰入金二千六百円、減額、第二次林業構造改善事業補助金三百五十六万七千円の減

◎特別会計予算
国民健康保険(事業勘定) 予算歳入歳出それぞれ一千四百六十五千円を減額し総額を二億二千五百九千とするもので主なるものは歳入で国庫支出金一千二百二十二万七千円の減額で歳出で保険給付費三千二百四十九千円の減額等です。

◎報告第一号
専決処分承認を求め
五十六年度の一般会計の補正予算で議会を開くいとまがないため

額、道路橋梁整備事業債四百七十七万の増額、村民税個人現年課税分五百三十二万二千円の増額普通交付税百万六千円の増額等です。

歳出の主なるものは公債費利子分七百万九千円の減額、除雪対策費六百九十九万円の増額、林道開設費二百四十万八千円の減額等です。

議会を傍聴しよう!!
開会中いつでも傍聴出来ます

三月定例村議会の日程と、審議内容	三月十日、議会運営委員会
第一日 (十二日) 本会議	議事日程の報告、会期の決定、議長の諸般の報告、
第二日 (十三日) 本会議	村長行政報告、教育長の教育関係の報告、議会選出村監査委員の月例監査報告、
第三日 (十四日) 休会	五十六年度補正予算、
第四日 (十五日) 休会	第一日 (十三日) 本会議
第五日 (十六日) 本会議	一般質問
第六日 (十七日) 本会議	後藤作議員、佐藤長治郎議員の二名
	請願、陳情の審議、条例の改正、条例の制定、田子内地区の字の区域の変更、村道路線の廃止、認定について

五十七年度予算書から

●一般会計予算

歳入歳出予算の総額を十五億七千三百万円と定めるもので

歳入関係の大きい項目別にみますと地方交付税八億四千万円(歳入予算割合五十三・四%)、村債二億四千七十万円(予算割合十五・三%)、県支出金一億八千二百四十八万円(予算割合十一・六%)、国庫支出金八千九百九十四万円(予算割合五・七%)、村税八千二百六十六万七千円(五・三%)と工事・事業費等の分担金及び負担金として三千二百一十二万円、予算割合二・〇%等が主な歳入予算の内容です。

歳出の内容としては農林水産費三億七千三百五十二万円(予算割合二十四%)、事業の内容として第二次林業構造改善事業、五千六十一万円、林道開設費、六千七百九十六万四千円、滝ノ沢地区樹園地農道整備事業、三千九百九十八万四千円、香沢地区かんがい排水事業、新農業構造改善事業、岩井川地区かんがい排水事業、野頭地区かんがい排水事業等です。

つきは公債費二億六千三百二十八万円(予算の割合十七%)、内容として、元金一億一千六百一十四万円、利子分一億四千七百八十八万円、公債諸費八千二百円で、つきに大きいのは土木費、一億九千八百九十三万七千円(予算割合十三%)、道路新設改良費として一億二千二百九十四万四千円、村道改良舗装工事、一億二千二百一十二万円、改良、大柳線・滝ノ沢平良線・浦の目線・手倉田線・入道線・鋪装併線・村中線・で道路用地購入費、一千五百五十万円、除雪対策費、三千四百七十五万二千円、備品購入費として除雪ロータリー車一台購入一千八百万円などとなっております。

●特別会計予算

国民健康保険(事業勘定)

歳入歳出予算の総額を一億九千七百六十四万円と定めるもので、歳入の項目別にみますと国庫支出金として一億二千四百二十二万二千円、歳入予算割合は六十二%となり次は国民健康保険税で六千四百七十四万四千円、予算割合が三十二%となっております。

●国民健康保険(施設勘定)

歳入歳出予算の総額を五千六百五十五万円と定めるもので歳入の項目では診療報酬収入(医者にかかり自分が支払った分と保険の給付金として入った分)五千三百三十六万四千円で全体の九十一%となり歳出は一般管理費、職員給料、手当、検査手数料等で三千七百六十四万九千円で割合としては六十

六%となり、医薬費として一千四百六十三万八千円で医薬品の購入費一千十万五千円と医療用備品購入費(胃カメラ・眼底カメラ)三百五十六万一千円などとなっております。

●簡易水道会計

歳入歳出予算総額一億六千三百九十七万四千円と定める。歳入歳出に主に手倉簡易水道事業の費用です。

●農業用機械管理会計

歳入歳出予算の総額をそれぞれ一千五百万四千円と定めるものでブルドーザー等使用料で収入を得た人件費が主な支出面となっている。

●十文字学生寮会計

歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百四十八万七千円と定めるもので各自の負担金、百三十五万円、一般会計より持ち出しとして六十

●十文字学生寮会計

十万円等が主な財源で歳出は管理運営費となっております。

●特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

●東成瀬村消防団給与条例の一部を改正する

次の1表の通り

条例改正 など 原案可決

●東成瀬村コミュニティスキー場設置条例
村民体位向上と健康増進に資するため岩井川にスキー場を設置するものである。
●東成瀬村立保育所に関する条例の一部を改正する
岩井川に設置されたこぼと保育園を条例の中に加えたものである。
●東成瀬村児童館設置条例の一部を改正する
菅生田児童館と岩井川児童館を表に加える前に岩井川児童館と呼んでいたのを岩井川国庫児童館と改めたものである。
●東成瀬村大字田子内地区の字の区域の変更について
土地改良事業により字の境界を変更するもので滝ノ沢地域のほ場整備によるものである。
●東成瀬村村道路線の廃止について
路線の名称変更と一部路線の廃止のための路線名は椿川村中線

(1表)

職 区 分	報酬の額	改正後の額
行政協力員	年額 65,000円	70,000円
農業委員会の委員	月額 13,000	14,000
	" 11,000	12,000
教育委員会の委員	10,000	13,000
	" 8,000	12,000
選挙管理委員会の委員	3,500	11,000
	" 2,500	9,000
投票立会人	1選挙につき 3,500	4,000
開票立会人	1選挙につき 3,500	3,000
国民健康保健運営協議会委員	日額 3,500	4,000
民生委員推薦委員会委員	" 3,500	4,000
社会教育委員	" 3,000	4,000
特別職報酬審議会委員	" 3,500	4,000
固定資産評価審査委員会委員	" 3,500	4,000
公民館運営審議会委員	年額 3,500	4,000
	" 3,000	3,500
交通指導員	月額 7,500	8,000
国庫児童館長	月額 46,000	前途

(2表)

項 目	給与の額	改正後の額	
出場手当	1回 1,000	2,000	
救助手当	" 5,000	7,000	
警戒手当	日額 1,000	2,000	
訓練手当	1回 1,000	2,000	
報酬	団長	年額 15,000	17,000
	副団長	" 10,000	12,000
	分団長	" 8,000	9,000
	副分団長	" 7,000	8,000
	部 長	" 6,000	7,000
	班 長	" 5,000	6,000
団 員		4,000	

●東成瀬村村道路線の認定について
村道として維持管理するため路線名は岩井川村中線・椿川橋線。
●湯沢雄勝広域市町村圏組合規約の一部を変更する
広域老人福祉センターの設置及び維持管理並びに運営に関すること
●東成瀬村簡易水道事業職員定数の水道事業の職員を三名にするものである

要 概 問 質 一 般

3月定例会の一般質問は、2日目の3月13日に行なわれ、5番後藤作議員①水利権について、②公民館報について、③無線について、9番佐藤長治郎議員①野菜集出荷所について、の2議員が質問された。

質問する

五番 後藤 作 議員



水利権 について

質問―成瀬川における平良発電所と村との水利権の協約関係について、この水利というものは、もともと地域住民にとつて必要不可欠な大切な水でありこれらは入り合い権と共に非常に大事にされなければならぬ権限だと思つています。これらの観点に基づいて質問したいと思います。

第一に平良発電所の取水堰堤の下流の主な利用水利は平良堰と伊達堰があるわけですがこれら二つの水利は発電所との関係で水の配分が行なわれています。渇水時においてはお願いの方で水を分けてもらつてきている現状でございます。

特に冬期間においては発電用取水場、水門からの放水は遠慮して

きております。ここで両用水の補給方法を読んでみますと実測で渇水時でも二立方尺毎秒時間の水が流れていると測定され発電用に九立方尺の水を使つても、なお三立方尺の非常用の水があると記載がございます。この説明書による限り渇水時でも常に取水堰堤より三立方尺の水が流れているなければならないと有ります。

しかし現実には、堰堤の上を水が流れることもなく又それを確認することすら出来ないのが実態であります。水面と堰堤上部との間に約一尺ほどの差がありますがその部分が後で嵩上げされた部分であると地元の人々は指摘しております。これは剰余の三立方尺は流れるはずはないわけで水が必要な場合にはお願いをして排砂間を開いてもらうかさもなければ自分達が行つて放水するしか方法がないこととなります。しかし地域住民との水利権は入合権という大きな既得権と共に大事にされ優先されなければならぬことも事実だと思つています。特定の企業が優先されるような取水の仕方があつてはならないと思つています。現に取水堰堤を嵩上げたことによつて川底が上り岩井川城下の川筋一帯の田畑が洪水の漂流された地主の方々は言つております。更に今回堰堤修理の話が出た時も嵩上げされるのではないかと一時色めきたつほどの関心の持ちようでございます。

第二には、この水不足の場合には排砂間を開いて最大五立方尺の水を、放水することが出来るような協約になっておりますがこの水門がなかなか回らない状態です。田子内、平良両用水共に灌漑用水のみならず生活用水及び防火用水に必要な可欠の用水であり協約時においても、そのことが話し合われた様子が文章の内容からも伺えるものです。排砂間は発電所側で作つたものを村に寄付し自分で自由に使つて下さいという意味であろうかと思つてますが別に考えてみれば最も良心的に見える行為の陰では協約者と何の協議もなしに嵩上げがなされているように考えるべきではないかと思つています。とにかく排砂間が村有物である以上もう少し強い手入れなどして管理すべきでないかと思つし特に冬期間など危険で近寄りがたく安全対策をこつするが別に放水出来るような放水門を求めると考へる必要があるのではないかと思つておられます。消防署の橋の下には水位測定線という目印がありますが冬期渇水時には最底線まで至らないことが多いようす又今年の消防出初式の際には消防団長訓示で新しい消火活動を取り入れるような話もありましたが水を確保しない消火活動でもないと思つています。更には国道及び村道等の除雪にも大きな利用価値のある伊達堰の水利に関する一連の問題に対してどのようにお考えになつておられるかを

伺いたい。
答弁―質問の内容について私の見解を述べたいと思つています。

平良発電所と村との間に水利権に関する協約書があることは耳にしておりましたが果してどういふふうなのかと吟味したことはありませんでしたその書類は収入役が保管しているもので伊達堰の管理運営については堰守りがやるものだと思つておりましたが内容を申しますと、夏に水漏れが生じますと堰守りの人達が発電所の責任者に土産を持つていつて水を分けてもらう交渉を繰返して今日に至つたと思つています。なお取水堰堤を一尺ほど嵩上げたということも聞いたことがありません。質問が出た時点で係の者をやつて発電所の現在の従業員に聞いたところ私達は分からないという返事であつたそうですがこれは地域の方々あるいは発電所のいろいろな事業計画を調べればわかることだと思つますので後日に譲りたいと思つています。

次排砂間に関する質問について申し上げます。契約の第三条に鉱山側は堰堤工事築造を一ヶ月以内に排砂間に関する、所有権は無償にて村に譲渡するものであると明記されておりますが、村の所有物は以上によつてはつきりしていません。冬期間は危険で近寄りにくいので放水門を別の水門に求めるなど考へるべきではないかということで、何故冬期間危険を犯してそ

ここまで行かなければならないのか私には分かりかねる面が有ります。私はあくまでも排砂閘は川の横切った所にある排砂閘と解釈したわけですがこの点あなたの考えと私の考えが違っていたならば調節したいと思います。以上のことをふまえて私の考えを申し上げたいと思います。

堰堤の高上げは今後調査によってハッキリするというのが一点

二番目は水の調整は発電所取り入れ口下流の横おとし三ヶ所あるわけですが伊達堰の上流において成瀬川に放水が出来る、三番目としてただ伊達堰のみ一方的に考えれば東成瀬川の電源供給の能力低下と同じ契約を結んでいる。平良部にも大きく波及する心配であるということ、四番目として契約の中に伊達堰、平良堰は田植え、除草代かき、特に多量の用水を必要とする時期において毎秒六〇立方尺の放水量をもって等書かれておりますが、この契約は大正六年十一月の契約ですので現在の成瀬川の流量に大幅の差が出ているのではないかと考えられます。

五番目として経営者は日本鉱業から現在東星工業に変わっておりますがその受け継ぎの際日本鉱業との契約関係、従業員関係はそのままで引継ぐことになったと社長から聞いております。以上の観点から要約しますと契約は古く又経営者も変わっているので最近の成瀬川の流量関係をふまえて伊達堰と発

電所ばかりでなく平良堰も関連があり放水調整施設の現場をも調査し契約検討の時期ではないかと思えます。この契約書にもられた中味をみますと関係部落の灌漑用水の確保にあるようですが今では水は生活用水、時に防火用水としての役割が大きくなってきました。村でも利用者負担の原則を考えた用水路には毎年多額の経費をつぎ込んでいくのが現状です。

去る東成瀬川地震の時発電所の水路は大きな被害を被りその復旧には多大の経費を必要とし発電所廃止まで決意したほどでした。一方平良部落としては用水確保は死活問題であると再三役場に陳情を出された。又当時本村の地震に関して最大の関心を持って下さいました前小細知事にお会いしましてこのことを申し上げましたところ企業に対して補助することはできないしかし部落を抱えていることなので大変なことなので当時の秋田県の総務部長と相談しておりました。良い方法がない状態でしたが結果的には特別交付税を県の奨励金という名目で交付され水路が現在の状態になっているわけです。

こういう公共的なものは関係者の相互理解によって円滑に運営し昔の水争いの様相を呈しないように考えるべきであります。尚消防水利関係のことに触れられたのでそのことに一言触れたいと思えます。いくら防火水槽を作

われないのは宝の持ちくされである。とあらゆる機会に申し上げて水には必要以上に神経を使っているわけです。例を申し上げますと、そきでいったん落水をとめても役場の前までくるのに三十六分位かかります。言うことでは非常の場合に役立たないというので消防署にも始終連絡をし又役場の関係にも神経を使って厳しく言っています。ただ伊達堰関係の水路はかりでなく大事な生活用水ですので堰守さんを始め部落の方々には冬期間の水つきさわきを再び起さない様にただ行政と言わないうで地域利用者自身においても奮起していただきたい。

再質問 水利権のことについてお伺いします。まず村長の考え方として契約は古くなったこの辺で見直しする必要がある、それは私もその通りではないかと思えます。ですから最初に質問の中で申しましたように環境の変化によるこの水量の差もあるいはあるかもしれせん。しかも何よりも地域住民の水の利用は最大限に優先されなければならぬと言った前提ではないかと考えております。

何も伊達堰だけ水を優先させるという考え方で申しているものではないと。ただ残念ながら構造上の問題から申しますと平良の場合には発電所の用水が止まった場合は水がいけないというような因果関係があると思えますがそれはそれとしても両用水と言ったこと

公平な立場で用いているつもりでございませぬ。水門は実際には四基あるわけですがその内の排砂閘は冬期間では非常に危険であります。又協約書の内容からみましても発電所放水するということではなくして十二時間内に連絡しても好の文章ではないかと私を解釈しております。

いずれこういうふうな結果をみますと灌漑用水が優先ということではなくてあらゆる面の水ということを考えた申し入れあるいはその当時の交渉の経過が伺えると私は思っています。



再答弁 質問中の二三のことについて申し上げます。設備の応急処置をということですがそれは充分考えなければならぬと思えます。ただ設備が有っても手入れが不完全な分りませんが動かさなかつたというのは普段の手入れがいけないのではないかと思います。契約上のことを言わなくてもお互いに気を付け合ってやれば出来ることだと思えますのであまり感情に走らないで田滑に行くことを希望します。尚このことについては私のほうからも発電所関係の方に話をしますし始終気を付けていれば非常事態にはならないと思えます。最悪の場合になつてからでは大変でございますので堰の関係部落の方々が常に気を付けて戴きたいと言つて事を重ねて申し上げます。

公民館報 について

質問—公民館報は従来から発行されてきていますが今年になっては途中から途切れてしまつて発行されていないという状態です。

これは社会教育の充実を満たす東成瀬村の対策のあり方として非常に不十分ではないかと思われまふ。いろいろな状況や活動あるいは村の文化を高める上においても重要な役割を果しているこの公民館

報が、どうして発行されていないのか、新年度予算によりますと年四回発行ということと予算措置がなされております。ちなみに五十六年度予算でも同額が計上されております。五十六年度においても同じように発行されなければならないと思っております。

どのような関係でこう言うふうになったのか伺いたいと思っております。言い過ぎのようではございませんが最悪の場合には公民館長の責任においてでも発行すべきではないかと思っております。

又編集がもし困難な場合には編集委員会を作るなりして一般の人に読みやすいように発行すべきと思っております。

答弁 公民館報の発行の出来なかったことに対しては事情はどうであれ心からお詫び申し上げます。

いろいろな事情もありました。定例村議会の一般質問にこのようなことが出された事は村民の多くの声ではないかと思ひ公民館長、担当者共々深く反省しております。

今後の発行については決して廃止したのでは有りませんので三月中には必ず一回出したいものと頑張っております。

五十七年度四回発行の予算も有りますので四半期末に必ず発行するように努力していきたいと思ひます。又編集の方法についても見やすいよう編集していきたいと思ひます。

無線

無線について

質問 放送の内容で毎回放送されている「こちらは防災無線広報です」と言う呼びかけの後に行政のお知らせをしていますがお知らせする際に防災広報と言う言葉の使方に非常に抵抗を感じる人達もいると聞いております。又田子内の鐘樓の柱に取付け不良によって傾いているのが直つていない状態です。この事も合せて聞きたい。

答弁 防災無線広報と言う呼びかけたことですが、電波法の基準の中と昭和二十五年に出来ました電波官理委員会規則の中に一回以上呼び出し呼称を使われなければならないと言ふ規則になっておりますのでやらせて戴いているわけです。

この主旨はたたくさんの電波が上空を飛んでいるわけだ誰が発信したか確認する為に義務づけられたこととです。又電波の官理運営上



からも決められた呼出しこしようをしなさいと言う指導がありますので今後もやらせて戴きたいと言ふことです。

トラップトスピーカーの傾きですが他にも障害がありますので合せて早急に修理いたさせます。

質問する

九番 佐藤 長治郎議員



野菜集出荷所

野菜集出荷所について

質問 農協で計画している野菜の集出荷所建設について村のお考えをお伺いしたいと思います。

農協では現在組長以下全てこの役職員が丸となりこの不況と転作化の農家の所得の向上を計り明るく豊かな活気のある村づくりをするにはいかにするべきか一生懸命努力しているところであります。転作というところは今ももう避けて通ることのない事実であるし米価も措置という厳しい中で農家の所得を上げようと計画したのがトマトの栽培であります。大根インゲン等も有りますがトマトの

場合は反収も高く市場の評価も大変よいと聞いております。五十六年度は四万箱近い収穫をみ近い将来は二倍の九万箱近い出荷を目指して農家の所得の向上を計ろうと計画しています。将来とも栽培農家を増し品質の低下を防ぎ出荷をスムーズにするには、より集出荷所が必要になってくるのではないかと思ひます。去年の十二月に農協で土地を求めれば半額は県費で半額は村で出しても良いという説明のもとに農協では土地を求めた経緯があります。ところが今年の二月になり村の予算が全くないことが分かり当出荷所の建設は非常に難かしくなつてまいりました。村の財政の苦しいことは分からないでもありませんが将来とも続く転作物と大変つなりのある事業であり栽培農家でもそれを強く望んでいることと思ひます。

村の指導センター産業課ともこの事業にはもつとご理解をいただき前向きに検討していただければ幸いと思ひます。先日移動研修のおりに里見農協で建設しておる集出荷所の事業費の財源をみましたが総工費の一割ぐらひは町が出しているようです。

近年米は二割近い減反であるのに今までのところ葉たばこについては全々減反がなかった。だが今年度はたばこも一割減反が決定しその分はざつと二百万位になるだろうと思ひます。従つて農家の経費はますます苦しくなるのではな

いでしようか米以外のものも有望視されてきた葉たばこさえも先行き不安な要素がたくさんあります。葉たばこ原料の三分の一を輸入し入れたえも充分脅威であるのに今度は製品タバコをもつととおしつけられそうになっております。そんな中で転作面積を評価し所得の向上を計るにはトマト栽培はこれから最も有意義な作物だと思ひます。農家所得が落ちれば商店の売り上げにもすく響いてくるといえます。農家の活気を戻すには何といつても農家の所得を上げることこそが一番先決ではないかと思ひます。一方で所館が落ちればその分以上の所得を上げることを願ひく不況下の農家の所得を伸ばし明るく豊かな村づくりをするには村と農協が一体となり農家を指導していくことこそ大事ななことと思ひます。この事業も転作と密接な関係のある事業であるだけに村の今後の見通しなど前向きに指導してくれよう指導センターの所長の意見を伺いたいと思ひます。

答弁 経過を説明します。五十六年度の当初予算当時転作特別対策事業としてそういふ集出荷又はその他の施設に対しては対が五十%を補助すると、当初に對しては二千六百万ばかりの経費だということとを覚えております。五十六年度は皆さんご存知のように当時滝ノ沢地区に研修施設即果実出荷所と名つた構造改善事業のセット事業であるあの建物が出されたわけで



す。一階は果実の出荷所です。コンテナが約二千五百箱、リフト約百七十万、パンフレットが七十七個という備品を入れまして即果実の出荷体制を整えた次第です。

五十六年度にそのように村内に二つの集出荷所では村の補助金も容易でないから、まずそちらの方と併用した施設が出来ないかというので、同じ農政部関係の農協の方の集出荷所は、農政部の農産園芸課で、滝沢地区にできたのは農政課だと併用して同じように五割補助がもらえるならば大変けつこうな事だと思いい折衝した経過があるわけです。ところが、併用して両方から五十%の補助は容易でないということ、五十六年度は農協の方に返答してあるわけです。

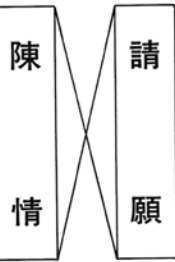
たまたま五十六年度は生産者が生産しても、その野菜の安定基金価格にも当然入らなければならぬということ、生産者も出すけれども村も大幅に出してくださというので議会の承認を得まして百四十四万四千円の野菜安定基金として村費を出しているわけですからして農協の方は五十万円くらいかでも施設そのものよりも物の価格安定だというのが当時の主旨ではなかったかと思えます。なおその後滝ノ沢にも出来たから何とか協約して使うことが出来ないかというのが私の考えです。五十七年予算においては、皆さんがこれから審議する歳入の千三百万円の補助を歳入としてみており、歳出としては千三百万円の補助金支出をみております。

当初、財政関係その他の関係で私たちが予算編成に非常に苦労して検討したところ、一般財源から今回五百万円以上の金を出すのは非常に大変だということで、今回は県の補助金並を予算計上しております。その点に関しては申し分けありませんが、予算審議の過程で村財政がどのようなピンチに立っているかということを審議していただければおわかりの事と思えます。

ただ、流通関係その他のことはいくらかでも経費を安くしようということ、水田再編対策協議会の対策事業で、農協にも流通対策の面では百四十万円ばかりのお金

がいつているはず。その点を加味しますと、現在までにそれを入れないでも二百五十万円の大豆の転作その他で流れているはず。私達は出来る範囲内、農協に出来る補助金は制度そのものを生かしまして、議会の方々はもろんのこと、各関係のご協力を得ながら流しているつもりです。ですから今後とも農協と一体になって転作をやるといふ意志には変わりありません。前にもいっただように流通面での経費をいくらかでも軽減して、農家所得の増を計るべく私も今後考えてみたいと思えます。

今回県出荷所に対して、村の持ち出しのなかつたことは、私なりに又残念ですが、まだ使っていない出荷所もありますし、農協又は滝ノ沢出荷所の関係者とも協議すればいくらかでも使ってみる可能性もあるのではないかとというのが私の望みでもあります。



請願 第一号、たばこ塩専売制度存続に関する(採択と決定)
 請願者 増田たばこ耕作組合
 組合長 石沢松治
 地区代表 佐々木清志
 増田たばこ販売協同組合
 理事長 北村幸三

地区代表 本間亀治
 増田塩販売組合長香沢寅藏
 地区代表 田中信一
 紹介議員 佐々木雄治郎

陳情 第一号 入道地内村道改良舗装に関する(採択と決定)
 陳情者 入道部落 高橋国勝
 外四十八名

陳情 第二号 通学費用の金額補助と防犯灯設置(採択と決定)
 陳情者 東成瀬中学校PTA
 会長 佐々木良雄
 校長 中村誠三郎

陳情 第三号、核兵器完全禁止と軍縮を国連と政府に要請することについて(総務委員会に付託)
 陳情者 原水爆禁止秋田県協議会
 理事長 佐藤裕二

意見書の提出

たばこ、塩専売制度存続に関する意見書
 内閣総理大臣、大蔵大臣、行政管理局長官に提出

事務局 日誌より

1月9日	郡議長会
1月11日	商工会との懇談会
1月12日	会長表彰受賞祝賀会 全国社会福祉協議会 会長表彰祝賀会
1月14日	岩井川保育園竣工式
1月19日	県議長会役員評議員合同会談
1月25日	広域商工業連絡協議会
1月28日	国鉄陳情(東京)
1月30日	地方新聞開発三十二年記念の集い
2月2日	県議会議長監事会
2月12日	滝ノ沢センター竣工式
2月13日	チビッコ弁論大会
2月25日	五十七年予算内示会
2月26日	県議長会総会
3月7日	出稼東京集會
3月10日	猟友会まき狩り 議会運営委員会

東成瀬村議会 全国表彰なる

東成瀬村議会が二月十日東京での全国大会において全国表彰になった。